

③②①  
届一関  
出転係  
者の用  
の者  
氏目的  
名が法  
に人  
係法  
所等事  
欄業又  
、は、  
土施  
地土の  
の設  
所一  
在氏  
の概名  
要「欄  
」に  
地、其  
番、の  
欄に  
地、地  
目、目  
及事  
び業  
面又  
積及  
等施  
欄設  
、代  
で表  
記者  
載の  
で、種  
、類  
この  
用、氏  
紙、名  
に、を  
全、一  
部、住  
を、所  
記、欄  
載、に  
で、そ  
き、の  
な、主  
い、たる  
と、は  
し、施  
は、設  
は、に  
記、係  
載、る  
す、取  
事、水  
す、又  
は、は  
「職、排  
業、水  
」に、施  
つ、設  
い、等  
て、に  
具、そ  
体的、の  
に、業  
記、務  
入、的  
す、に  
る、記  
こと、載  
す、す  
る、る  
こと、

## 受 理 通 知 書

2部必要です

農地5第 号の2  
令和 年 月 日

守口市農業委員会

下記の提出があった農地法第5条第1項第6号の規定による届出についてはこれを受理し、令和 年 月 日にその効力が生じたので、農地法施行令第10条第2項の規定により通知する。  
(届出書が到達した日(令和 年 月 日))

## 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出書

守口市農業委員会 様

令和 年 月 日

譲受人  
(被設定人) 氏 名もりぐち(株)  
代表取締役 守口太郎ほかに  
届出当事者全員の  
詳細は下記のとおり譲渡人 氏 名  
(設定人)

海山 仙人

ほかに  
届出当事者全員の  
詳細は下記のとおり

下記によって転用のため農地(採草放牧地)の権利を設定、移転したいので、農地法第5条第1項第6号の規定により届け出ます。

## 1. 届出当事者の氏名、住所及び職業

当事者の別	氏名	住所	職業	備考
譲受人	もりぐち(株) 代表取締役 守口太郎	守口市京阪本通1-2-3	不動産業	
譲渡人	海山 仙人	守口市京阪本通4-5-6	農業経営	

## 2. 土地の所在、地番、地目及び面積並びに土地所有者及び耕作者の氏名、住所

土地の所在	地番	地目		面積 m <sup>2</sup>	土地所有者		耕作者	
		登記	現況		氏名	住所	氏名	住所
守口市早苗町	10-11	田	畑	350	海山 仙人	守口市京阪本通 4-5-6	海山 仙人	守口市京阪本通 4-5-6

合計 1 筆 350 m<sup>2</sup> (田 350 m<sup>2</sup>、畑 m<sup>2</sup>、採草放牧地 m<sup>2</sup>)

3. 権利を設定、移 転しようとする契約 の内容	権利の種類	権利の設定、移転の別	権利の設定、移転の時期	権利の存続期間	その他
	所有権	設定(移転)	受理通知後		

4. 転用 計画	転用の 目的	地目変更	転用の 時期	工事着工時期	令和 元 年 8 月 1 日
	転用の目的に係る事 業又は施設の概要		(例) 駐車場、集合住宅、資材置き場等	工事完了時期	令和 元 年 12 月 20 日

## 5. 転用することによって生じる付近の土地、作物、家畜等の被害の防除施設の概要

転用することによって生じる付近への被害は一切ありませんが、万一生じた場合は当方で処理します。

受理通知書は届出当事者全員の合意により ( TEL ) が受領します。